

# 大和市青少年相談室設置条例 逐条解説

(目的及び設置)

第1条 青少年の相談及び補導を行うための機関として、本市に青少年相談室を設置する。

【趣旨】

本条は、大和市青少年相談室の設置目的について定めている。

【解説】

青少年相談室の目的は、「青少年の相談及び補導を行うための機関」と定めている。

(名称及び位置)

第2条 青少年相談室の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大和市青少年相談室
- (2) 位置 大和市深見西一丁目2番17号

【趣旨】

本条は、青少年相談室の名称と位置について定めている。

【解説】

名称を青少年相談室とし、位置を深見西一丁目2番17号とすることを定めている。

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

【趣旨】

本条は、条例施行についての必要事項について、別に定めることを表している。

【解説】

条例施行に関して必要な事項は、別に教育委員会規則で定めることを示している。